- ・指定の適格性等を確認するために、以下の他にも書類をご提出いただくことがございます。
- ・指定申請の締切日は毎月12日です。12日が土日祝日の場合は、翌開庁日が締切日となります。 指定申請の関係で直接当所へお越しになる場合は、事前に電話予約をお願いします。
- ・毎月の締切日までに指定申請を行われた場合、基本的に翌月1日付で保険薬局として指定されます。

# 提出書類 (薬局)

★指定申請の前に事前相談をお願いします。保険薬局として指定するにあたり問題ないか確認しております。

·保険薬局(事前)記録票

リンク

※事前相談段階で揃えられなかった書類については、指定申請時までに提出をお願いいたします。

### 【指定申請時に必要な書類(共通)】

1. 保険医療機関・保険薬局 指定申請書

リンク

- 2. 保険医療機関・保険薬局 指定申請書添付書類(上記1を印刷すると同時に印刷されます。)
- 3. 保健所の開設許可証の写し
- 4. 薬剤師免許証の写し(勤務保険薬剤師全員分)
- 5. 保険薬剤師登録票の写し(勤務保険薬剤師全員分)
- 6. 管理薬剤師の履歴書
- 7. 保険薬局指定申請の確認書類(リンク先、添付書類:6)

<u>リンク</u>

- 8. 委任状(指定申請を開設者ではない代理の方が行う場合)
- ※各種提出期限は右記リンク先を併せてご確認ください。締切日はいずれも必着となります。

リンク

※下記の事項に該当する場合、それぞれの書類のご提出もお願いします。

#### 【新規開設(遡及申請ではない場合)】

1. 受付番号情報提供依頼書 兼 回答書 の写し リンク

※指定申請に先立って受付番号情報提供依頼書をご提出いただき、回答を得る必要があります。 提出期限は指定申請と異なります。右記リンク先をご確認ください。

リンク

2. オンライン資格確認の導入計画書(別紙2)

リンク

- ※オンライン資格確認機器の導入に係るスケジュールも併せてご確認ください。→ <u>リンク</u>
- 3. 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票(別紙1)

リンク

## 【遡及申請の場合】

1. 保険医療機関・保険薬局 廃止届

<u>リンク</u>

2. 指定通知書(原本) ※紛失されている場合は、代わりに指定通知書紛失届をご提出ください。

<u>リンク</u>

- 3. 廃止届(保健所提出書類)の保健所の受付印のある控の写し
- ※施設基準の届出直しを行う際、各施設基準の届出書及び様式に加え、右記リンク先別紙2もご提出ください。リンク

#### 【遡及申請において、開設者交代の場合(家族間での交代を除く)】

1. 右記リンク先の引継確認書を、新旧開設者双方合意の下で作成し、ご提出ください。

リンク

2. 譲渡契約書等がありましたら、その写しのご提出もお願いします。

# 【遡及申請において、移転の場合(2km以内)】

1. 移転前後の位置関係が分かる地図(縮尺付きのもの)